

飲酒運転の根絶!

『飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの推進』

飲酒運転による悲惨な事故を防ぐためには、運転者の自覚が何より大切ですが、家族、仲間、お店など周りの人の飲酒運転をさせない取組みも重要です。県民一体となり、飲酒運転のない安全で安心な沖縄県を目指しましょう。

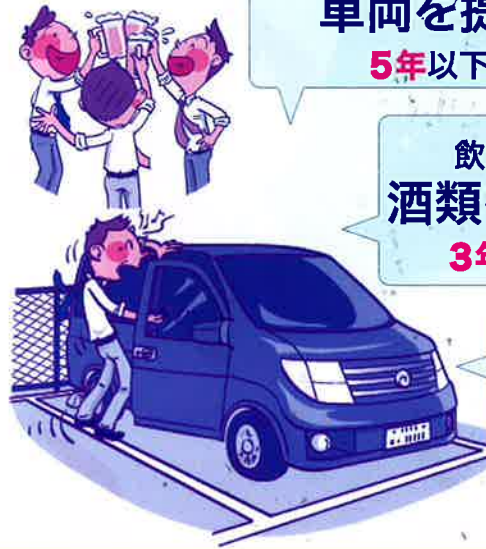
飲酒運転には厳しい処分が!

運転者の罰則強化とともに、周辺者への罰則が整備されました。

酒酔い運転
5年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金

酒気帯び運転
3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

飲酒検知拒否
3ヶ月以下の懲役
又は
50万円以下の罰金



酒気を帯びていて、飲酒運転をするおそれのある者に対して
車両を提供した者 酒酔い運転の場合
5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

飲酒運転をするおそれのある者に対して
酒類を提供した者 酒酔い運転の場合
3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

飲酒運転と知りながら
酒酔い運転の車に同乗
3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金



「車内で仮眠をとって酔いをさました」「一晩寝たから酒は抜けていると思った」こんな日中の飲酒運転が増えています。

飲んだ翌日の飲酒運転

一晩寝たから大丈夫ではとおりません!

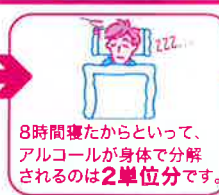
知っていますか? アルコールの知識

それぞれのアルコール1単位の目安



例えば...

左記の合計3単位を飲むと、1単位のアルコールが抜ける(分解される)には、約4時間かかります。



8時間寝たからといって、アルコールが身体で分解されるのは2単位分です。



つまり翌朝は1単位残っている2日酔い状態なのです。

お酒を飲むときは翌日の仕事を考えて、寝ている間にアルコールが分解される適度の量を飲みましょう。

沖縄県交通事故相談所 交通事故でお困りの方は、沖縄県交通事故相談所へ

相談日 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

相談時間 8:30～17:15

本所: 沖縄県南部合同庁舎5階
(那覇バスターミナル向かい)

中部支所: 沖縄県中部合同庁舎4階
(県中部福祉保健所裏)

☎ 098-866-2185

☎ 098-939-7512

秘密厳守
無料